

第1回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会

次 第

日 時 平成26年9月3日(水)18時45分から
場 所 小田公民館学習室2・3

1 事務局あいさつ

2 参加者他己紹介

3 次回のご案内

第2回懇話会 平成26年10月4日(土)午前10時から午前12時
小田地区会館ホール

4 その他

以 上

「尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会」について

目 的

- ・自治基本条例を考えるにあたり市民の皆様が意見交換をする場を設け、広く意見を聴取します
- ・いただいた意見を今後の条例案策定に活かします
- ・参加者で提言等をまとめることを目的とするものではありません

メンバー構成

- ・ファシリテーター：近畿大学教授 久 隆浩さん、アドバイザー：弁護士 名倉 大貴さん
- ・市民委員 30名（別紙）

進め方

- ・開催予定は下表のとおり（各回テーマの詳細については、裏面参照）
- ・基本各回、冒頭に久先生からテーマに関する簡単な情報提供をしていただき、その後、グループワークを行います
- ・最後に各自意見を所定の様式に記入していただき、当意見を事務局でまとめ、市ホームページにも掲載します
- ・各回の最後に事務局から、次回のテーマの概要と論点の説明を簡単に行います

※ TM はタウンミーティングの略

回	開催月	意見交換のテーマ（予定）
1	H26.9月	オリエンテーション、参加者他己紹介
2	10月	自治条例の意義と役割について（講義）、意見交換
3	11月	テーマ「情報発信・共有」
4	12月	テーマ「市政への参画①（市政参画、協働）」
TM①	H27.1月	趣旨説明（事務局）、基調講演（久先生）、 テーマ「市政情報の発信・共有、市政への参画」
5	2月	テーマ「身近な地域における自治①」
6	3月	テーマ「身近な地域における自治②」
7	4月	テーマ「各主体の役割及び“学び”と“実践”の促進」
フォーラム ①	5月	テーマ「自治基本条例について」 基調講演、パネルディスカッション（講師、久先生、市長ほか）
8	6月	テーマ「市政への参画②（住民投票）」
TM② ～⑦	6～8月	基調講演（久先生） テーマ「地域コミュニティの活性化等」（市内6地区で同じテーマで開催）
9	8月	テーマ「その他（子ども、行政運営等）」
10	9月	これまでの意見（全体）の共有 振り返り（尼崎の住民自治において大切なこと）

以 上

【参考】各回意見交換のテーマ

1. 情報発信・共有

(1) 市政情報の発信、共有

- ・市民の市政への参画を考える上で前提となる「市政情報の共有」のあり方について
- ・行政の説明責任について（パブリックコメント制度等）
- ・行政と市民の対話について（車座集会、市政出前講座等）

第3回

(2) 市民活動等の情報の発信、共有

- ・市民活動や地域の情報の発信、共有について

2. 市政への参画①

- ・市民の市政への参加・参画の促進について
- ・協働の推進について（行政－市民、市民－市民）

第4回

3. 市政への参画②

- ・住民投票制度の導入について

第8回

4. 身近な地域における自治（地域コミュニティの活性化）

- ・地域コミュニティの活性化について

第5回

- ・地域課題の解決に向けた各主体の役割について

第6回

5. 各主体の権利と責務

- ・自治の主体また社会を構成する一員としての市民の権利、義務、責任について（シチズンシップについて）
- ・事業者の役割について
- ・市長等の執行機関の役割、行政職員の役割について
- ・各主体の「学び」と「実践」の促進について

第7回

6. その他

- ・子どもの自治への関わり方、それを支える大人の役割について
- ・行政運営（主に団体自治）について
総合計画、効率的・効果的な市政運営、行政評価、行政改革、組織、人材育成など

第9回

おさえておきたい!

懇話会を進めるにあたっての前提事項

前提1. 自治の原則 ～なにをルール化しようとしているの

- ・憲法に規定される「地方自治の本旨」の内容

○団体自治

⇒自治体として国から独立して団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則のこと

○住民自治

⇒地域における行政を行う場合にその地域の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと

自治基本条例については、特に「住民自治」に関する基本的な事項を規定します

前提2. 条例の必要性 ～どうして条例にする必要があるの

◆普遍性を担保する

- ・まちづくりに関する市民（事業者を含む。以下同じ）、行政の基本的な考え方、姿勢を規定する
- ・市民の市政や地域への参画、市民が自治の力を発揮するための環境づくりを担保する

◆市民、行政、双方の意識改革を促す

- ・ともに「公共」を担っていくための双方の意識改革を促すもの
- ・「情報を共有し、ともに学び行動する市民、行政」という関係をつくっていく

◆シチズンシップを高める

- ・「社会の一員」としての市民性を高めていくためのツールとしての位置づけ
- ・市民、行政職員の「学びの場」と「学んだ成果を生かす場」を増やしていくことを意図
- ・行政職員として、「身近な地域をよりよくしていくために自ら行動しようとする市民」とともに考え、行動するという意識を持って行動できるように

◆まちの魅力を高めていく

- ・上記に取り組むことで、市民、行政の力を高め、ひいてはまちの魅力を高めていくことを意図